

心身障害者の医療費の助成に関する条例等の改正について（お知らせ）

心身障害者医療費助成制度について、この度、心身障害者の医療費の助成に関する条例及び施行規則を改正いたしましたので、お知らせします。

1 心身障害者医療費助成制度の対象拡大（改正内容）

(1) 拡大対象

心身障害者医療費助成制度の対象について、
精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者（東京都内に住所を有する方）
が対象となります。

助成内容は、現行制度の対象者（身体障害者・知的障害者）に対する
助成内容と同じです。

⇒医療保険の給付対象となる医療費、薬剤費にかかる自己負担分が助成対象です。
医療保険の対象とならない健康診断費用や差額ベッド代などは助成しません。

(2) 制度施行日（適用開始日）

平成 31 年 1 月 1 日施行

制度施行日より前に、事前の申請受付を行う予定（平成 30 年 11 月 1 日予定）です。
申請受付は住民票のある区市町村となりますが、詳細は別途お知らせします。

(3) 65 歳以上の方又は 65 歳に到達する方について（経過措置）

マル障制度は、条例規定により、重度障害者になった年齢が 65 歳以上の方は対象外としておりますが、この要件について、制度改正時の経過措置として、精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方は、一定の期間、マル障の交付申請を行うことができます。

■ 経過措置の対象者（下記①②両方満たす方）

【①年齢】平成 31 年 1 月 1 日の時点で 65 歳以上の方または
64 歳の方で同年 6 月 30 日までに 65 歳になる方
（誕生日が昭和 29 年 7 月 1 日までの方）

【②手帳】精神障害者保健福祉手帳 1 級（※）をお持ちの方
（※手帳交付日が平成 30 年 12 月 31 日以前で、かつ平成 31 年 1 月 1 日
以降の有効期限が残っている手帳に限る。）

■ 申請可能期間

上記(2)の申請受付開始から**平成 31 年 6 月 30 日まで**は、マル障申請時の年齢が
65 歳を超えていても申請を受け付けます。

2 心身障害者医療費助成制度の一部負担金の負担上限額の見直しについて（改正内容）

マル障制度の一部負担は、後期高齢者の医療の確保に係る法律（以下「高確法」という。）に準拠して負担割合と負担上限額を定めています。

平成29年8月、高確法の改正により、70歳以上高齢者の高額療養費の負担限度額が見直されました。今般、マル障における一部負担金の負担上限額についても、これに準じて、次のとおり改正します。

(1) 自己負担上限額について

住民税課税者の方		現行制度	改正（第1段階） 平成30年8月診療分から	改正予定（第2段階） 平成31年8月診療分から
負担割合		1割	現行どおり	現行どおり
負担上限額	外来	12,000円	14,000円 (※1 年間上限 144,000円)	<u>18,000円</u> (年間上限144,000円)
	入院	44,400円	57,600円 (※2 多数回該当 44,400円)	左に同じ

住民税非課税の方：現行どおり（通院・入院とも負担なし）

※1 外来療養にかかる年間上限（新規創設）

➢ 1年間の外来診療にかかる一部負担額（月の高額医療費が支給されている場合は、支給後の額）の合計が、年間上限額（144,000円）を超えた場合は、超過した分を年間の高額医療費として助成します。

➢ 年間上限額の算定期間

8月1日から翌年の7月31日までの期間について行う。

※2 多数回該当（新規創設）

➢ マル障対象者（課税者）で、月の高額医療費の支給対象となった回数が、対象となる療養を受けた月以前の12か月間に3回以上ある場合は、4回目以降は上限額が軽減され、44,400円を超える金額を月の高額医療費として支給します。

(2) 施行時期

平成30年8月1日施行

（平成30年8月診療分から、上記の負担上限額の取り扱いになります）

担当 東京都福祉保健局保健政策部医療助成課 助成担当

電話：03-5320-4571

Fax：03-5388-1437